

第3回共同シンポジウム
サイバースペースの知的財産権
法情報データベース
- 予稿・資料集 -

共同主催

明治大学学術フロンティア推進事業

「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」

サイバー法研究会

法情報学研究会

後 援

明治大学情報科学センター

日時・場所

2000年5月20日及び21日

明治大学駿河台校舎リバティタワー

第3回共同シンポジウム予稿・資料集目次

1 開催プログラム	p. 3
-----------------	------

2 予稿集

福島力洋	Religious Technology Center v. Netcom 事件 - 第三者による著作権侵害に対するプロバイダの責任 -	p. 5
上野達弘	技術による著作権の保護と管理 - 音楽のネットワーク配信を中心として -	p. 7
日高和明	デジタル情報の技術による保護とその利用との相克	p. 9
渡邊 修	創作性のないデータベース保護--- ドイツにおける sui generis 権を素材に	p.13
苗村憲司	サイバー領域における知的財産法制の動向	p.21
竹山宏明	ビジネスモデル特許	p.25
夏井高人	SHIP-Project 初年度の成果と 2000 年度の方針	p.30
岡本 真	ネット・コンテンツとしての法情報の有益性と有害性	p.34
指宿 信	法情報環境のいまと未来 - 壁を越えて -	p.36
和田 悟	SHIP プロジェクトDBプロトタイプ(1) - 改正法律とXMLによる法律データベース -	p.37
小松 弘	SHIP プロジェクトDBプロトタイプ(2) - 個人情報保護とXSLT	p.38

3 資料集

小松 弘	法情報データベース・法情報検索パテントマップ	p.39
	Web ドキュメントを著者の許諾を得て転載	

1999 年度開催共同シンポジウム予稿・資料集目次等	p.44
----------------------------------	------

* シンポジウム日程 2 日目の商用法情報データベース各社のプレゼンテーション資料等は、別途配布します。

第3回シンポジウム開催プログラム

2000年5月20日(土曜日)

09:30 - 10:00 (主宰者等挨拶)
共同主催者代表 夏井高人(明治大学法学部教授)
教務担当理事 津坂伸幸(明治大学農学部教授)
社会科学研究所長 高木 仁(明治大学商学部教授)
情報科学センター所長 下坂陽男(明治大学理工学部教授)

第1部: SHIPプロジェクト+サイバー法研究会「サイバースペースの知的財産権」

* 午前の部総合司会: 梶山敬士(弁護士)

10:00 - 10:30 福島力洋(熊本大学法学部講師)
研究報告1「Religious Technology Center v. Netcom 事件 - 第三者による著作権侵害に対するプロバイダの責任 - 」
10:30 - 11:00 上野達弘(国際高等研究所特別研究員)
研究報告2「技術による著作権の保護と管理 - 音楽のネットワーク配信を中心として - 」
11:00 - 11:30 日高和明(弁護士)
研究報告3「デジタル情報の技術による保護とその利用との相克」
11:30 - 12:00 渡邊 修(新潟大学法学部助教授)
研究報告4「創作性のないデータベース保護 --- ドイツにおける sui generis 権を素材に」

12:00 - 13:00 (昼食)

* 午後の部総合司会: 岡村久道(弁護士, 近畿大学講師)

13:00 - 14:00 苗村憲司(慶應義塾大学教授)
基調講演「サイバー領域における知的財産法制の動向」
14:00 - 15:00 竹山宏明(弁理士)
講演「ビジネスモデル特許」
15:00 - 15:30 休憩(コーヒーブレイク)
15:30 - 17:00 パネルディスカッション
司会: 平野 晋(米国ニューヨーク州弁護士)
パネリスト: 苗村憲司, 竹山宏明, 日高和明, 渡邊 修

18:00 - 20:00 レセプション

2000年5月21日(日曜日)

第2部：SHIPプロジェクト+法情報学研究会「法情報データベース」

* 午前の部総合司会：石川幹人(明治大学文学部助教授)

- 09:00 - 09:30 夏井高人(明治大学法学部教授)
研究報告1「SHIPプロジェクト初年度の成果と2000年度の方針」
- 09:30 - 10:00 岡本 真(編集者・翻訳家)
研究報告2「ネット・コンテンツとしての法情報の有益性と有害性」
- 10:00 - 11:00 指宿 信(鹿児島大学法文学部助教授)
基調講演「法情報環境のいまと未来 - 壁を越えて - 」
- 11:00 - 11:45 和田 悟(明治大学政治経済学部講師)+小松 弘(弁護士)
「SHIPプロジェクトDBプロトタイプ(1) - 改正法律とXMLによる法律データベース - 」
「SHIPプロジェクトDBプロトタイプ(2) - 個人情報保護とXSLT - 」

11:45 - 12:45 昼 食

* 午後の部総合司会：石前禎幸(明治大学法学部助教授)

- 12:45 - 13:15 第一法規出版株式会社
法情報DBの実演と説明1「法令情報データベース」
- 13:15 - 13:45 新日本法規出版株式会社
法情報DBの実演と説明2「判例master」
- 13:45 - 14:15 株式会社判例タイムズ社(株式会社EOC)
法情報DBの実演と説明3「判例タイムズDVD - 電子復刻版」
- 14:15 - 14:45 株式会社TKC
法情報DBの実演と説明4「LEX/DB」
- 14:45 - 15:15 Lexis-Nexis-Japan
法情報DBの実演と説明5「Lexis-Nexis」
- 15:15 - 15:45 ジー・サーチ
法情報DBの実演と説明6「ジー・サーチ・データベース・サービス」
- 15:45 - 16:15 休憩(コーヒープレイク)
- 16:15 - 17:00 パネルディスカッション
司会：藤田康幸(弁護士)
パネリスト：指宿 信, 和田 悟, 小松 弘, 岡本 真, 参加企業代表
- 17:00 閉会挨拶

Religious Technology Center v. Netcom事件

～ 第三者による著作権侵害に対するプロバイダの責任～

Liability of ISP on Copyright Infringement caused by anyone of the Third Party

福島力洋 (熊本大学)
Rikihiro HUKUSHIMA

1 はじめに

2 アメリカにおける著作権侵害に対する責任枠組

- ・ 直接侵害責任
原告の有効な著作権 + 被告による侵害
厳格責任
故意 法律上の損害賠償 (statutory damages) の算定要素 (17 U.S.C. 7504(c)(2))
- ・ 寄与侵害責任
著作権侵害行為を知っていたか知りうべき状況にあった + 当該著作権侵害行為を招来 (induce), 惹起 (cause), あるいは実質的に寄与 (materially contribute) した場合
- ・ 代位責任
侵害者の行為をコントロールする権限および能力 + 経済的利益

3 本件以前の判例

- ・ Playboy Enterprises, Inc. v. Frena, 839 F.Supp. 1552 (M.D.Fla.1993)
Playboy誌の写真がBBS上に無断投稿
頒布権, 公衆展示権の直接侵害
- ・ Sega Enterprises Ltd. v. MAPHIA, 857 F.Supp. 679 (N.D.Cal.1994)(MAPHIA I)
Sega社のゲームソフトのアップロード・ダウンロードを奨励 + 対価
寄与侵害 (+ 直接侵害)
- ・ Central Point Software, Inc. v. Nugent, 903 F.Supp. 1057 (E.D.Tex.1995)
原告らのソフトウェアの違法入手を可能にし, 奨励した
直接侵害 (著作権侵害については争わず)

4 判旨

a. 直接侵害責任

- ・ 当該著作権侵害的複製物は, メッセージの伝達過程において自動的, 付随的, 一時的に作成されたものであり, Netcomが自ら積極的に複製を行ったわけではない
コピー機の所有者と立場的には同じ
- ・ Frena判決は, 頒布権・展示権が争われた事例。本件は複製権が問題。
- ・ MAPHIA I判決は, 被告の認識に言及 直接侵害責任の問題ではない

b. 寄与侵害責任

- Netcomは、著作権侵害の告知を受けた
著作権侵害行為の認識について事実問題
- 原告らの著作権侵害の拡大防止措置を容易にとることができるのであれば寄与侵害を認めても公平 事実問題
summary judgmentは認められない

c. 代位責任

- 規約（改善措置権限留保，著作権侵害禁止）+ アカウント停止の実例
事実問題
- 当該著作権侵害によるサービス価値・新規加入者の増大の証拠はない+ 固定料金制
直接の経済的利益
事実問題に関する真正な争点なし

5 本判決の意義とその後の展開

- プロバイダの直接侵害責任の否定，寄与侵害責任，代位責任の可能性
- Sega Enterprises Ltd. v. MAPHIA, 948 F.Supp. 923(N.D.Cal.1996)(MAPHIA II)
- Marobie-FL, Inc. v. National Ass'n of Fire Equip. Distribs., 983 F.Supp. 1167(N.D.Ill. 1997)
- Digital Millennium Copyright Act(DMCA)(105 Pub.L. 105-304)によるプロバイダの免責

技術による著作権の保護と管理

音楽のネットワーク配信を中心として

Protection and Management of Copyright by Technological Measures

上野 達弘

Tatsuhiko Ueno

概 要

デジタルとネットワークは、著作物の利用におおきな影響をもたらした。このことは、とりたてて強調するまでもない。いまや、インターネットをつうじてデジタルコンテンツを公衆送信することなど、誰でも簡単におこなうことができるのである。これによって、いわゆる「万人が出版者」となり、著作権を侵害する違法な公衆送信がふえていることは周知のとおりである。しかし、他方で、こうした技術は電子商取引のあたらしい展開をひきおこしている。そこでは、デジタルコンテンツやアプリケーションサービスなどといった取引の対象そのものがネットワークをつうじて提供されることもめずらしくないといった状況にある。

ところが、音楽コンテンツや映画コンテンツをネットワークで提供するというのはこれまでかならずしも一般的でなかった。その理由は、音楽コンテンツのデータ容量の大きさに由来する。このような状況をおおきく覆したのが、MP3などに代表される圧縮技術であろう。こうした技術とその普及によって、音楽のネットワーク配信は一気にひろがってきただということができよう。

たしかに、こうした技術によってコンテンツの多様な流通の可能性は、それが違法であるか合法であるかはともかくひろがっている。しかしながら、現時点では、NapsterやGnutellaなどにおけるように、違法なコンテンツ配信がめだっているといわざるをえない。もし違法なコンテンツがインターネットにはびこってしまうならば、一方では権利者の経済的利益をおびやかす、また他方では合法的なコンテンツビジネスを成り立たなくさせてしまうおそれのあることは想像に難くない。したがって、著作権等を適切に保護・管理しながらも、安全なコンテンツ配信を可能にするシステムがつよく要請されることになる。そこで活用されるのが、著作権の保護と管理のためのさまざまな技術である。そうした技術によって、著作物の違法な利用を防止したり、あるいは利用行為を把握し権利処理を促進したりすることが期待できるのである。

ところが、問題はそれだけでは終わらない。というのは、技術による著作権の保護と管理というものが著作権法のさだめる秩序をオーバーライドし、本来であれば権利者のコントロールのおよばない行為についてまで規制することによって、利用者の自由を過剰に制約するおそれもないとはいえないからである。そのため、こうした状況にどのような根拠でどのように対処するかがおおきな課題となる。

本報告は、音楽のネットワーク配信に関する著作権問題を素材として、技術による著作権の保護と管理について検討することを目的とする。

- 1 はじめに
- 2 音楽のネットワーク配信と著作権
 - (1) 現 状
 - (2) 法的諸問題
- 3 技術による著作権の保護と管理
 - (1) 序 保護と管理
 - (2) 技術的保護手段
 - (3) 電子著作権管理システム (ECMS)
- 4 むすびにかえて 課題と展望

デジタル情報の技術による保護とその利用との相克

Conflicts between Protection and Use of Digital Information Technology

日高和明（弁護士）

Kazuaki HIDAKA

はじめに

デジタル経済の進展は、デジタル情報[1]を最重要な商品の一つに変貌させた。そしてインターネットがデジタル情報のやりとり、蓄積および利用に適合する手段と認識されるや、多くの事業者がオンライン・プレゼンスを求めてバンドワゴンに競い乗り込み、さながらヴァーチャル・ゴールド・ラッシュの様相を現出させている。サイバー空間に出没する人の遡増に照応し、インターネット経由で入手可能な価値あるコンテンツも累増しつつある。AOL と Time-Warner の合併は、これを象徴するできごとといえよう。

しかしインターネットは、原物と同質の(ときには原物よりも良質の)複製を安価かつ迅速に可能にする、グローバルなコピー・マシンでもある。また、デジタル情報保護法の規律をサイバー空間で貫徹するのは困難である。デジタル・コンテンツのプロヴァイダがそのコンテンツのコントロールを失うこのような無秩序頒布の時代(Era of Promiscuous Publication)にあつては、プロヴァイダはコンテンツ頒布の対価の徴収を確保できないため、従来の法による保護体制をサイバー空間に踏襲することの有効性に疑念を呈し、法に代わる保護手段を模索している。デジタル情報の法に代わる保護手段の中核をなすのは契約による保護と技術による保護であるが、本稿では後者を取りあげる。

Trusted Systems

サイバー空間は、現実空間とは異なり、人造の構築物である。サイバー空間でできること、できないことを含むそのありようは、どこまでも人間(より正確にはコンピュータ・プログラムの)のしわざであり、コードを通じサイバー空間を活殺自在に規整することも、もしそのように意図するならば、できなくはない。これをデジタル情報へのアクセスやその利用についていえば、特定のカテゴリに属する者によるアクセスや利用のみを許す、特定のハードウェアを用いるアクセスや利用のみを許す、回数に上限を設定する、あるコンテンツ中の特定部分へのアクセスやその利用のみを許すなど、思いのままである。こうなるとデジタル情報の、もはや頒布(広範囲の不特定多数の人々に配ること、publication)とはいえず、配付(限定された範囲の人々に配ること、privication[2])である。そこでたとえば、デジタル情報を暗号化のうえ、特定のシステム(trusted system と呼ばれることもある。)上でのみこれを復号し利用できるようにしつらえる。そしてこのシステムを組成するハードウェアとソフトウェアは、配付者があらかじめ定めたデジタル情報の利用にかかるルールを忠実に励行するようコーディングする。こうしておけばデジタル情報の配付者は、自ら定めた利用条件をその利用者に厳格に遵守させることができる[3]。Secure Digital Music Initiative(SDMI)は、150 有余の企業・団体が参集し音楽データをインターネットを通じ配信する新仕様の確立をめざしているが、そこで構想されているものはこのようなシステムに近似している。SDMI が第 2 段階に移行した後は、この仕様に準拠する再生装置はコピーから作られたコピーの再生を拒絶する、と

いうことになりそうである。また SDMI は、デジタル情報の利用者ができることとできないことを配付者が相当程度柔軟に決定できるような権利管理のアーキテクチャを志向しているようである[4]。

17 U.S.C. § 1201(a)(1)(A)の限定解釈

もしデジタル情報の配付者がこのようなシステムを恣意的に設置し、著作物たるデジタル情報を法の埒外でみずから完璧にコントロールすれば、この者は従来著作権法により付与されてきた水準を越える保護を手中に収めることにならないか。そしてこのようなコントロールは、著作権法がめざす情報の保護と利用の権衡を一方的に破る過大な自衛行為ではないか。情報のコントロールが法を通じてのみ達成可能だった時代には空想も及ばなかったこの問題は、米国ではデジタル・ミレニアム著作権法(DMCA)[5]中のアクセス・コントロール回避行為禁止規定の適用除外規則[6]のあり方をめぐる静かな論争[7]の中心的論点の一つである。

この論点は具体的には、著作物たるデジタル情報への「アクセス」のコントロールがその「利用」のコントロールにまで踏み入るおそれはないか、という川上の議論から出発する。一般論としてある範疇に属する技術的コントロールが著作権法上本来許されないのであれば、そのようなコントロールの回避が容認されるべきこと、理の当然である。そして 17 U.S.C. § 1201(a)(1)(A)第 1 文は、何人も著作権法により保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避してはならない旨定めているが、肝心の「著作物へのアクセス」とは何か、「アクセスのコントロール」とは何かが定かでないため、著作権法上そもそも許されないコントロールすなわち利用のコントロール[8]までが、アクセス・コントロールという大義名分を振りかざすおそれがないとはいえない[9]、との懸念が表明される。この懸念を抱く論者は、回避禁止規定の適用除外とは回避を容認するということゆえ、萎縮効果を抑制するためにも、利用のコントロールの回避が容認される旨をこの際適用除外規則中に明記すべし、と主張する。この論点はいうまでもなく、デジタル情報の保護と利用の均衡点をどこに見出すかに密接にかかわる。§ 1201(a)(1)(A)の趣旨がデジタル情報に稀少性を付与しその取引(情報契約)の市場を樹立することだとすれば、この規定により回避が禁止されるコントロール手段は、著作権者が求める取引を利用者が経た場合にのみ利用者がデジタル情報にアクセスできるようデザインされた手段に厳に限定されるべきことになる。そして著作権者がデジタル情報配付の対価を獲得するにはこれで足る以上、この規定の射程をその余のコントロール措置にまで拡張すべきでない、となる。

コードの規整

しかしここで起点に立ち返ってみると、§ 1201(a)(1)(A)の限定解釈ではたして十分か、との疑問につきあたる。少なくともサイバー空間を経由するデジタル情報の配付を想定するかぎり、前述のとおりその技術的コントロールは伸縮自在である。したがってデジタル情報の配付者が著作権法上元来許されない利用のコントロールに及ぶ技術的手段をもし講じれば、情報の保護と利用の塩梅は保護に偏する跛行状態に陥る。それではこの場合、利用をコントロールする手段の回避を容認しさえすればこと足り、情報の保護と利用のあるべき均衡を回復できるか。コントロール手段が技術的手段である以上、その回避もまた技術的であり、回避するには通例何らかの回避装置および相応の技術的習熟を必要としよう。つまり、コントロールの回避は何人でも容易にできるというわけではない。利用のコントロールがかけられたデジタル・コンテンツを適法に入手する

ことは、たとえそのようなコントロールを独力で回避することが容認されるとしても、そのようなコントロールから自由なデジタル・コンテンツを適法に入手することと等価ではない。

この意味では自力回避の容認だけでは不十分というほかなく、抜本的にはコントロール手段のアーキテクチャを形づくるソフトウェアおよびハードウェア(コード)の規整が要請されよう[10]。

おわりに

デジタル情報の流通をコントロールする技術的手段は、無秩序頒布の時代にひとたび奪われたコントロールを取り戻すための有効な対処策の一つである。ある種の個人データの保護に応用しうる潜在力を秘めている旨の指摘[11]すらある。ただしそれは、コントロールをコード中にビルトインしブラック・ボックス化しがちという特質をもつ。かかる技術的手段が、その回避を禁止する法の裏づけを伴うときは、デジタル情報の保護はさらに堅固になる。技術的措置の回避を禁止する合理性が不断に吟味されなければならないゆえんはここにあるとともに、コード自体の規整(それは法による規制という形をとる必要はない)はこのような吟味の蓄積により行き着く先にあるのかもしれない。

[注記]

[1] 本稿では電子商取引の対象たりうるデジタル情報(デジタル・コンテンツ)を念頭におくが、とくにことわらないかぎり、著作権法にいわゆる著作物か否かは区別しない。

[2] "private"と"publication"の合成語。Jonathan Zittrain, What the Publisher Can Teach the Patient: Intellectual Property and Privacy in an Era of Trusted Privication, 52 Stan. L. Rev. ___ (Forthcoming 2000).

[3] See Mark Stefik, Trusted Systems, Scientific America, Mar. 1997
<<http://www.sciam.com/0397issue/0397stefik.html>>.

[4] Secure Digital Music Initiative, Anticipated Technical Functionality of Phase 2, Dec. 3, 1999
<http://www.sdmi.org/public_doc/FRWG99120302-Phase2_tech_req.htm>.

[5] Digital Millennium Copyright Act of 1998, Pub. L. No. 105-304, 112 Stat. 2860 (codified at 17 U.S.C. §1201 et seq.)(1998).

[6] アクセス・コントロールの回避を禁止する 17 U.S.C. § 1201(a)(1)(A)は、その施行を2年間猶予されており、2000年10月末の施行を控え、その適用除外(同(B))規則の制定作業(同(C)-(D))が大詰めに近づきつつある。適用除外規則を制定するのは、アクセス・コントロールの回避を一律に禁止すると著作物の正当な(著作権侵害でない)利用まで抑圧される事態を生じかねないため、所定部類に属する著作物にかかるアクセス・コントロールの回避を適用除外という形で容認することとしたわけである。

[7] 適用除外規則を制定する連邦議会図書館が利害関係者から意見を聴取する過程では、提出された意見に応酬する意見も提出されており、関係者の利害を隔てる溝を垣間見ることができる。公聴会は2000年5月に2回開催される。

Copyright Office of the Library of Congress, Rulemaking on Exemptions from Prohibition on Circumvention of Technological Measures that Control Access to Copyrighted Works

<<http://www.loc.gov/copyright/1201/anticirc.html>>.

[8] 利用のコントロールとは、具体的にはたとえばデジタル情報を視聴する機器、場

所，回数を制限するなどである。これが著作権法上許されないとの主張は，ファースト・セール(first sale)やフェア・ユース(fair use)といったドクトリンの基底にある考え方，すなわち著作権者が著作物の複製物の一につき対価をひとたび収受したときは，著作権者はその複製物に関するかぎりコントロールの大半を消尽し，爾後はその複製物はその余の複製物の取引を阻害しないようコントロールできるのは格別，その複製物の利用をコントロールすることはできないとの考え方に依拠する。本稿はこの点の論及を目的としないので，これ以上は立ち入らない。

[9] デジタル情報利用者のアクセスを承認した後は利用をコントロールしない技術的手段もあるし，承認後も利用のコントロールを続行する技術的措置もある。

[10] サイバー空間では，人の行為を直接規制するよりもそれを規制するコードを間接的に規制するほうが効率的であり，§ 1201 はコードを法により規制することにより立法目的の達成を図っている一例とされる。Lawrence Lessig, *The Limits in Open Code: Regulatory Standards and the Future of the Net*, 14 *Berkeley Tech. L. J.* 759 (1999) の注 5 ならびに注 13 および 14 に対応する各本文。Lessig の念頭にあるのは本稿では言及しなかった回避装置等の製造等を禁止する § 1201(a)(2)と思われるが，もしデジタル情報の利用をコントロールする技術的手段を規整するとすれば，それは情報の保護を促進する § 1201(a)(2)とは逆向きの情報の利用を促す規整ということになる。

[11] See Zittrain, *supra* note 2.

創作性のないデータベース保護

--- ドイツにおける sui generis 権を素材に

新潟大学法学部 渡邊 修
Osamu WATANABE

I. 創作性のないデータベース保護の法律構成

1. sui generis 権構成

権利付与構成を採用する場合は、さらに、独自のデータベース保護立法を行うか、あるいは著作隣接権のなかへ採り込むかのいずれかの方法がありうる。ドイツのように、後者を取った場合、創作法と総称されることもある著作権法のなかに創作性のないデータベース保護を採り込みうるのか、隣接権を投資保護の制度と割り切ることが可能か、が問題となる。

- (1) 隣接権のなかに sui generis 権を位置づける場合の理論的問題点
隣接権の制度趣旨---理論的な説明は困難?!
 - (i) 準創作活動の促進
「創作性のない」データベースの製作者に「準創作性」を語りうるか？
 - (ii) 著作物の伝達促進
50 音別電話帳やヒト・ゲノムのデータベースは、「著作物」の伝達とは無関係。
 - (iii) 投資の保護
著作物とは関わりのないデータベース製作者をなにゆえ著作権法の枠組のなかで保護しなければならないのか。
そもそも著作隣接権は、「実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者は著作物を媒介することが多い」という事実から、これらの者が著作物とは関わらない場合もいわば「ドンブリ勘定で」保護する制度である（虫の声を機械的に録音してもレコード製作者の権利は与えられる）。しかし、ファクト・データベースの製作者にもこの「ドンブリ勘定の擬制」を及ぼすことができるかは問題である。
- (2) 権利の射程の不明確性
実質的投資がなされたデータベースの実質的部分を抽出すれば権利侵害となる、という形で規定すれば、判決が出るまで権利侵害になるか否か分からないということになりかねない。かといって、投資額や抽出部分のパーセンテージを条文で書くことも難しい。
- (3) ディストリビュータに固有の権利を与えることができる。ex.差止。
- (4) 権利譲渡，ライセンスも容易。

2. 行為規制構成 --- 不正競争防止法による保護

- (1) 体系的には矛盾なく位置づけることができる。
- (2) 訴えることができるのは営業上の利益を害されたもの
著作隣接権の保護は、著作権法が産業保護法ではないこともあって、射程が過度

に広範に及びうる。他人のデータをコピーして他に利用すると、原則として、権利侵害となる。こうなると、表現の自由に対する chilling effect は計り知れない。表現の自由との調整、情報流通を過度に阻害しないという点からは、不競法による保護のメリットは大きい。学者や一般ユーザーが権利侵害を問われることはほとんどない。

ただし、この点は、sui generis 権の権利の定義で制限をかけることも不可能ではない。また、著作権法は、不競法と異なり、詳細な権利制限規定を置いているので、sui generis 権がこれを準用することで、きめ細かな利害調整を図ることが可能になるかもしれない。

(3) 不正競争行為のカタログを明確に示すことができない。

不競法は制限列举。これには、不正競争行為のカタログを明確にするというメリットがある。しかし、データベース保護の構成要件は、どうしても曖昧になり、どこまでコピーすれば、不競法上許されないのかを明示できない。

(4) ディストリビュータ保護の点では sui generis 権構成に劣る。

(5) 権利譲渡やライセンスが難しい

3. 不法行為法構成

日本では、業界からは保護の要請をあまり聞かない。したがって、ほっておけばよいのではないか？

損害賠償の構成要件という点で言えば、どのみち曖昧になるので、sui generis 権を創設したり、新たな不正競争類型を加えたりするメリットはあまりない。結局、裁判所の判決が出てみなければ分からないという点では大差ないからである。しかし、差止の問題は残る。

4. 契約による保護

(1) パッケージ型(CD-ROM)データベース シュリンクラップ契約の効力

(2) オンライン型 クリック・オン契約の効力

(5. 技術的保護)

II. ドイツにおける sui generis 権の法構造

1. 第 87 条の a 概念規定

(1) 本法におけるデータベースとは、著作物、データ、又はその他の独立した要素の収集物であって、体系的若しくは組織的に配列されており、電子的手段若しくはその他の方法で個別にアクセスでき、その収集、検証、若しくは提示 (Darstellung/presenting) が質的若しくは量的に実質的な投資を要するものをいう。質的又は量的に実質上内容が変更されたデータベースは、その変更が質的又は量的に実質的な投資を要する場合に限り、新たなデータベースと見なす。

(2) 本法におけるデータベース製作者とは、第 1 項の意味における投資を行った者をいう。

(i) プリントメディアがデータベース概念に含まれるかについては争いがある。

(ii) 投資とは何か？

「実質的な投資」という概念が何を意味するのかは、法律にもデータベース指令にもデータベース指令の前文にも詳述されていない。前文第 40 項はただ資金調達や時間、労力及びエネルギーの投入も投資となりうると述べるのみであり、前文第 55 項は、データベース・コンテンツの詳細な検証も、実質的な新投資となりうると述べるのみである。

(iii) 投資の「実質性」とは何か？

この定義は、投資の定義以上に難しい。立法理由書は、単に投資の保護が必要かどうかによる、としているのみ。データベース・コンテンツの保護は、情報の自由利用の原則をかいくぐるのに用いられてはならず、パブリック・ドメインの情報が独占されるようなことがあってはならない。したがって、データベース・コンテンツの収集、検証、提示に投資が必要だというだけでは、投資の実質性には充分ではない。

2. 第 87 条の b データベース製作者の権利

(1) データベース製作者は、データベース全体又はデータベースの質的若しくは量的に実質的な部分を複製、頒布、及び公に再生する（*offentlich wiederzugeben*）排他的な権利を有する。データベースの質的及び量的に実質的とはいえない部分を繰り返しかつ体系的に複製、頒布又は公に再生する行為は、データベースの質的又は量的に実質的な部分の複製、頒布又は公の再生と同視する。但し、これらの行為がデータベースの通常の利用に反し、又はデータベース製作者の正当な利益を不当に害する場合に限る。

(2) 第 17 条第 2 項並びに第 27 条第 2 項及び第 3 項は、準用する。

(i) 第 87 条の a の「実質的な投資 *wesentliche Investition*」と、第 87 条の b の「実質的な部分 *wesentlicher Teil*」は、ぴったり重なるわけではない。第 87 条の b(1) 第 2 文が非実質的部分にデータベース製作者の権利を拡張しているが、このことは、非実質的部分であっても投資を害する場合と実質的な投資がなされていない部分とがありうることを示している。部分の実質性を確定し、非実質的部分を画定するためには、部分の質及び量と投資の額との相互作用に着目する必要がある。

3. 第 87 条の c データベース製作者の権利の制限

(1) 次の場合には、データベースの質的又は量的に実質的な部分を複製することが許される。

一 私的利用の場合。但し、その要素が電子的手段によって、個別的にアクセスできるデータベースは除く。

二 自己の学術利用の場合。但し、そのために複製が必要であり、かつ、学術利用が営利目的で行われるのでない場合に限る。

三 授業で実例を示すための利用の場合。但し、営利目的で行われるのでない場合に限る。

第二号及び第三号の場合には、出所が明示されなければならない。

(2) データベースの質的若しくは量的に実質的な部分の複製、頒布又は公の再生は、裁判所、仲裁裁判所、若しくは官庁の手續において利用するために、又は公共の安

全のために、許される。

- (i) データベース指令第 9 条のほぼ丸写し。
- (ii) これらの権利制限は、制限列挙。したがって、著作権法 45 条以下の制限規定は考慮されない。

4. 第 87 条の d 権利の存続期間

(1) データベース製作者の権利は、データベースの公表後、15 年で消滅する。但し、データベースがこの期間内に公表されなかった場合には、製作後 15 年で消滅する。この期間は、第 69 条により、計算する。

- (i) データベース指令第 10 条第 1 項・2 項を置き換えしたもの。
- (ii) 第 87 条の a 第 1 項第 2 文に従い、データベースが変更された場合には、15 年の保護期間が延長されるのではなく、2 つの sui generis 権が並行して存する状態になり、それぞれの保護期間により、保護を受けることになる。

結局、指令前文第 55 項が、「新たな保護期間を発生させるような実質的な新投資は、データベース・コンテンツの詳細な検証によっても生じうる。」と断り書きを置いていることから明らかなように、既存のコンテンツの検証によっても保護期間は延びるので、実際には未来永劫保護されるデータベースも出てくる。

- (iii) 但し、実質的な投資が行われなかった部分については、期間の満了により、保護されなくなるのが原則。その場合、かつての実質的部分が実質的ではない部分になる。

*第 137 条の g - 96/9/EG 指令の置き換えの際の経過措置

(2) 第 2 編第 6 節の規定は、1983 年 1 月 1 日及び 1997 年 12 月 31 日の間に作成されたデータベースにも適用する。この場合、保護期間は、1998 年 1 月 1 日に始まる。

87 条の d の 15 年の保護期間は、1998 年 1 月 1 日、IuKDG 第 7 条の施行とともに、それ以前のデータベースにも適用される。1983 年に作成されたデータベースについては、1998 年が最初で最後の保護年となる。

5. 第 87 条の e データベース利用に関する契約

データベース製作者の同意を得て、譲渡の方法により流通に置かれたデータベースの複製物の所有者、その他の方法によりこの複製物の利用権限を有する者、又はデータベース製作者と締結した契約に基づいて、若しくはデータベース製作者の同意を得て第三者と締結した契約に基づいて、データベースを利用している者が、データベースの質的及び量的に実質的ではない部分の複製、頒布又は公の再生を行わないよう、データベース製作者に対して義務づけられる契約上の取り決めは、無効である。但し、これらの行為が、データベースの通常の利用に反せず、かつデータベース製作者の正当な利益を不当に害しない場合に限る。

III. ドイツ判例

- (1) BGH, Urteil vom 6.5.1999(CR 8/1999, 486)
--- Tele-Info-CD

(i) 電話帳は、著作権法第 87 条の a 第 1 項のデータベースである。

(ii) 電話帳から直接、電話加入者データを借用し、CD-ROM に入れて市販することは、不競法上の成果の冒用に当たる。

(2) OLG Karlsruhe, Urteil vom 11.12.1996(CR 6/1997, 346)

--- D-Info 2.0 (9)の 2 審。

ドイツ・テレコムおよびその子会社によって作成されたすべての電話加入者データを体系的にかつ完全に借用し、商品化した者は、それにより、データ取得のコストを省いており、不競法 1 条違反になる。

(3) OLG Frankfurt, Urteil vom 29.10.1996(CR 5/1997, 275)

--- D-Info 2.0

競争者による電話加入者データの借用（ドイチェ・テレコムの電話帳からスキャン）は、直接的な成果の冒用という意味でもデータ保護法規無視という意味でも不正ではない。不競法 1 条違反否定。データベース指令は、国内法に置き換える前は効力がなく、国内法の解釈に援用することもできない。

(4) OLG Munchen, Urteil vom 26.9.1996(CR 1/1997, 20)

--- Gesetzessammlung auf CD-ROM

原告は、BGB、AGB-Gesetz, HaustuerWG, HGB, ScheckG, WechselG, EGV, EUV, GG, HausratsVO, NMV, WEG, ArbeitsplatzschutzG, BBiG, KSchG, TVG, EstDV, EStG, LstDV, AktG, GmbHG の入った「Gesetze auf CD-ROM」を販売。法律の条文の見出しは、大部分、原告が新たに書いたもの。

これに対し、被告は、原告の法律に StGB を加えた「Deutsche Gesetze」を販売。被告の法律は、原告の法律データを利用したもの。BGB と HGB については、法律の最初の 10 条の見出しを変更したが、その他の見出しは、ほとんど原告の通り。

OLG Munchen は、(i)原告の法令 CD-ROM は、著作物ではないし、(ii)個々の条文に見出しをつけても、著作権法上保護されないし、(iii)原告製品には競争上の特色もないので、不競法 1 条でも保護できない、と判示。

(5) OLG Karlsruhe, Urteil vom 25.9.1996(CR 3/1997, 149)

--- D-Info 2.0

他の企業が法律を守って作った電話帳を発行したのに、データ収集のコストを省いて、このデータを利用して、電話帳 CD-ROM を市場に置いた企業は、不競法 1 条の意味における不正な競争上の利益を得た。不競法 1 条違反。

(6) LG Mannheim, Urteil vom 30.8.1996(CR 11/1996, 672)

--- D-Info 3.0

電話帳 CD-ROM のために電話帳から加入者データをほぼ完全に利用することは、直接的な成果の冒用であり、不正である。連邦データ保護法の点でも良俗違反である。不競法 1 条。

(7) LG Stuttgart, Urteil vom 4. 6. 1996(CR 2/1997, 83)

--- D-Info 2.0

連邦データ保護法は、法律の規定による場合や当事者の同意がある場合でなければ、個人データの加工・利用を認めない等、個人データの保護するための諸規定を置いてい

る。電話帳の CD-ROM の販売は、BDSG の規定を侵害し、法を守った競業者に対し競争上の利益を得るものであるので、不競法 1 条違反である。

(8) LG Hamburg, Urteil vom 12.4. 1996(CR 1/1997, 21)

--- D-Info 2.0

電話帳 CD-ROM に、ほぼ完全に加入者データを利用した場合には、直接的な成果の冒用があり、不正である。不競法 1 条違反。連邦データ保護法 29 条 2 項にも反し、良俗反。

(9) LG Mannheim, Urteil vom 29.3.1996(CR 2/1997, 85)(CR 7/1996, 411)

--- D-Info 2.0

電話帳 CD-ROM に、ほぼ完全に加入者データを利用した場合には、直接的な成果の冒用があり、不正である。不競法 1 条違反。連邦データ保護法違反。

(10) OLG Frankfurt, Urteil vom 4.7.1995(CR 4/1996, 211)

--- Telefonbuch-CD-ROM (12)の 2 審。

ドイチェ・テレコムが電話帳 CD-ROM から直接データを借用。同じような電話帳 CD-ROM の実質的な部分を借用した CD-ROM を企業が販売した場合には、競争上の善良の風俗に反する。不競法 1 条違反。

(11) OLG Frankfurt, Urteil vom 26.5.1994(CR 2/1995, 85)

--- Telfonbuch scannen

CD-ROM に入れて販売すべく、電話帳からデータをスキャンする際、広告部分を削除するなど手作業を行った場合には、不競法 1 条に当たらない。

(12) LG Frankfurt, Urteil vom 10.11.1993(CR 8/1994, 473)

--- Urheberrechtlicher Datenbankschutz

電話局の委託を受けて CD-ROM 版の電話帳を作っていたソフトウェア・ハウスの原告が、原告のデータを流用して作成された CD-ROM 電話帳を販売していた被告を訴えたというケース。電話帳の CD-ROM は、保護著作物であり、住所データをダウンロードして再加工することは、自由利用には当たらないと判示。しかし、この判決は電話帳のデータ部分に著作権の保護を認めたものではない。流用者は、基礎データだけではなく、原告のユーザー・インターフェースや検索方法まで真似て、原告がデータを加工した部分まで広範に借用してしまったという事案。

(13) LG Hamburg, Urteil vom 21.10.1993(CR 8/1994, 476)

--- Wettbewerbsschutz für Datenbanken

Deutsche Bundespost/Telekom の電話帳から、氏名、住所、電話番号の CD-ROM データベースを作成。被告がプログラムを組んでこれをダウンロードし、CD-ROM に入れ販売。不競法 1 条違反。

IV. ドイツ法分析の視角

1. 創作性のないデータベース保護を著作権法で規定することについて、逡巡・苦悩が見られるか？

「データベース指令によって創設された sui generis 保護権は、70 条以下に挙げられているその他の隣接権とは、異なるところがある。この権利は、競争法から生まれ出

たデータベース製作者の新たな排他的権利なのである。データベース指令の草案には、「営利目的で不正な抽出を行うことに対して保護を求める権利」とまで書かれていた。データベース製作者の sui generis 保護権と 70 条以下の隣接権の間には違いがあるので、指令を置き換えする際に、立法者は、データベース製作者の新たな保護権を著作権法のなかで規定するのではなく、半導体保護の場合と同様に、独自の法律で規定することを検討した。しかし、両者の違いにもかかわらず、データベース製作者の保護権は、実演の開催者、レコード製作者、映画製作者又は放送事業者の隣接権に近いものがある。これら隣接権は、結局のところ、保護著作物の利用という経済環境において投資にも報いるものだからである。それゆえ、結局、sui generis 保護権を著作権法のなかに取り込むことが提案された。」(Fromm/Nordemann(Hertin), S. 580-581)

2. すでに不競法による保護が可能であるのに、sui generis 権などという過度に強力な権利を認めてしまって、「失敗した!」と後悔してないか?

(1) 概念の不明確性への危惧

保護対象を定める第 87 条の a 及び新たな排他的権利の範囲を定義づける第 87 条の b は、いくつかの法的不確定概念を含んでいる。

(i) データベース製作者は、自らの権利がデータベース利用者によって侵害されているのか否かをなかなか確定できない。

(ii) 法律を遵守しようと努める利用者にとっては、自らの利用権限の限界がどこにあるのか直ちに明白とはならない。

(iii) 何をしたら sui generis 権侵害になるかわからないような状態で、これの絶対権を侵害すれば、第 108 条第 1 項第 8 号で、刑罰を受けることになる。これは、罪刑法定主義に反する。

3. 表現の自由への配慮は充分か?

(1) 第 87 条の c

(2) sui generis 権の構成の仕方で配慮されている。

(3) 「実質的投資」のような不確定概念の解釈で配慮する余地がある。

(4) 45 条以下の著作権の制限規定がすべて準用されるわけではない。

4. 不競法の保護領域と sui generis 権による保護領域の棲み分けは、きちんとなされているのか? 屋上屋を重ねるものではないのか? 不競法では解決不能で、sui generis 権で行くしかないケースはあったのか?

*UWG1 条

「業務上の取引において、競業の目的で、善良の風俗に反する行為を行う者に対しては、差止及び損害賠償を請求することができる。」

(1) データベース利用者に競業目的がない場合や不正競業を行っていない場合には、不競法の保護は及ばないという点に sui generis 権の意義を認める見解があるが、そのような場合にも、そもそも保護の必要性があるのかが検討されなければならない。

(2) 上記連邦通常裁判所 BGH の判決のように、sui generis 権では差止しか認められないので、損害賠償は不競法で、というケースはある。

V. むすび --- ドイツ法の示唆

1. sui generis 権保護か不競法による保護か? --- その判断の決め手

- (1) 権利譲渡やライセンスを認める必要があるか否か
- (2) ディストリビュータに固有の差止請求権を認めるべきか否か
- (3) 競業関係がない場合や営業上の利益が侵害されていない場合にも，保護を必要と考えるか否か。
(ただし，この 2 つの構成は，条文の規定の仕方によっては，それぞれの理念型が示すほどには違いが大きくなる可能性もある。)

2. 著作権法のなかで sui generis 権を規定する際に考慮すべきこと

- (1) sui generis 権の射程は不明確であるので，罪刑法定主義の見地から，罰則規定の適用は除外すべきである。
- (2) 上記の理由および著作権法の保護は広範に及びうることから，
 - (i) sui generis 権の要件の構成
 - (ii) sui generis 権の制限の規定にあたっては，表現の自由や情報の自由な流通に最大限の配慮をなすべきである。
- (3) 契約による override への対処
データベース製作者は，様々な契約上の拘束をかけてくるものと思われるが，ドイツ著作権法 87 条の e のように強行法規で明確に規制することが望ましい。

サイバー領域における知的財産法制の動向

苗村 憲司（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科）

1. はじめに

1.1 国際化とグローバル化

- ・ 1600年4月19日デフリーデ号豊後到着から400周年
- ・ 国際交流 国際化 グローバル化
- ・ 日本の製造業はグローバル化に対応できる能力を備えているか？
- ・ サービス産業は？

1.2 知的財産権の経済へのインパクト

- ・ 知的財産権制度の経済効果評価の必要性
- ・ 知的財産権保護強化、競争法適用強化、標準化推進の三つ巴
- ・ 米国から見た経済効果

1.3 サイバー領域の特性

- ・ 実現の手段：IT (Information Technology) + IP (Internet Protocol)
- ・ 利用の原則：IT (International Transaction) + IP (Intellectual Property)
- ・ 実社会との比較における特徴：Speedy, Transparent, Ubiquitous, Virtual, World-wide

1.4 サイバー領域における法制度の必要性と課題

- ・ インターネットの歴史的宿命
- ・ 実社会の法制度援用の可能性と限界
- ・ サイバー基本法の必要性
- ・ サイバー領域に適した知的財産権制度の課題
- ・ 法律 + 契約 + 倫理 + 技術の総合システム

2. 著作権制度とその周辺

2.1 技術的手段に関わる日本の著作権法改正

- ・ 1999年10月より新たに刑事罰の対象となった行為
 - (1) 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置及びプログラムの複製物の公衆への譲渡、貸与、その目的で製造・輸入・所持する行為、および公衆の使用に供する行為
 - (2) 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆送信または送信可能化する行為
 - (3) 公衆からの求めに応じて回避を行う行為
- ・ 1999年10月より新たに著作権法違反とされた行為
 - (1) 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為
 - (2) 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為
 - (3) 上のいずれかが行われた著作物等について、その事情を知ったうえで、頒布、頒布目的の輸入・所持、または公衆送信・送信可能化を行う行為

- ・未解決の問題：一時的蓄積の扱い、著作隣接権の拡大、権利制限規定の見直し、他

2.2 EUの著作権指令案

- ・草案作成以前からの争点：権利制限の域内統一（英国の fair dealing は生き残れるか？）ネットワーク内の一時的蓄積、ISP の責任
- ・1997年草案 欧州議会での議論を経て1999年に修正案作成
- ・ISPの責任規定は別の指令に
- ・2000年3月現在、残された主な争点
 - (1) ネットワーク内の一時的蓄積（5条）
 - (2) 技術的手段の回避（6条）
- ・年内または2001年草々の決定を目標

2.3 米国の著作権制度をめぐる議論

- ・Digital Millennium Copyright Act (1998)において2000年10月から施行されることになった技術的保護手段の回避について、例外とすべき事項は何か？
- ・米国著作権法の特徴である fair use 条項は TRIPS 協定に違反するのではないか？
- ・デジタル環境における fair use のあり方は？
- ・“Digital Dilemma” の提案(付録)

2.4 データベース投資の保護

- ・高度情報化社会におけるデータベース(DB)の重要性認識 + 米国企業の圧倒的優位
- ・著作権法による DB 保護の限界
問題となる例:
電話番号簿データ、インターネットのURLのDB、時刻表DB、フォント集、電子素材集、部品データ、カタログDB、地球観測データ、地理データ、農産物情報、不動産情報、フリーソフト集(ウイルス検査に膨大なコストが必要)、デジタルアーカイブ
- ・EU DB 指令(1996)の sui generis 権 域内各国における法制化(著作隣接権?)、判例
- ・米国における法案審議
 - (1) 第104議会(1995～1996)：H.R.3531
 - (2) 第105議会(1997～1998)：H.R.2562 + S.95
 - (3) 第106議会(1999～2000)：H.R.354(司法委員会) vs H.R.1858(商務委員会)
 年内の成立の見通しは少ない
- ・日本における議論
 - (1) 権利付与型（著作隣接権?）
 - (2) 行為規制型（不正競争防止法）

3. サイバー領域における特許制度

3.1 ソフトウェア関連発明

- ・ソフトウェア(プログラム)の構成に関するアイデア(アルゴリズムを含む)の保護の可否
- ・端緒は、コンピュータの論理設計に関する特許
- ・プログラムを「物」として特許法で保護することの可否
- ・ネットワークを介してプログラムを送信する行為に特許権は及ぶか？
- ・日本特許庁の審査基準の推移（特に、「自然法則の利用」に関して）
 - (1) 手法の因果関係が自然法則を利用した方法の発明
 - (2) マイコン/ハードウェア資源の特定の性質を利用（方法 + 物）

- (3)情報処理に自然法則を利用 / ハードウェア資源を利用 (方法 + 物)
- (4)ハードウェア資源に対する制御 / 対象の物理的性質又は技術的性質に基づく処理 /
ハードウェア資源を用いた処理 (方法 + 物 + 記録媒体)
- ・ 米国特許商標庁 : 「プログラムプロダクト」の発明を認める方向
- ・ EU : 指令案の検討

3.2 いわゆる「ビジネスモデル特許」

- ・ 米国の判例 : 実的な応用 + 有用で具体的で現実的な結果をもたらすものは特許となる。
(State Street Bank 事件 CAFC 判決)
- ・ 日本特許庁見解の本質 : ソフトウェア関連発明の審査基準による。
- ・ 欧州の状況 : 日本と同様の見解と推定される。
- ・ 端緒は「ネットワークサービス特許」
- ・ 企業の本音は防衛策か?

3.3 サイバー領域におけるプロパテント政策の意義と課題

- ・ IT + IP が経済を牽引する時代には、特許制度を強化運用することが必須。
- ・ 特許法の内容と運用に関する国際調和の必要性
- ・ 国境を越えた権利侵害に対応可能な司法システムを備えることが日本の緊急課題。

4 . サイバー領域における標識の保護

4.1 インターネットのドメイン名

- ・ インターネットにおけるドメイン名(特に gTLD)の意義
- ・ これまでの運用
- ・ 商標と商号
- ・ WIPO の見解
- ・ ICANN における議論
(当初案)著名商標を対象とする新しい gTLD の導入
(2000 年 4 月案)各国登録商標を対象とする新しい gTLD の導入 ("Sunrise period"方式)

4.2 インターネットにおける商標のその他の使用

- ・ 明示的な使用 : バナー広告、商品名等の明示
- ・ 非明示的な使用 : メタタグ、リンク、電子透かし、他
- ・ 問題 : 「使用」地の判断、共存の可能性

5 . おわりにかえて

- ・ “Intellectual property is the legal form of the information age.” (James Boyle)
- ・ 知的財産権保護強化は時代の趨勢
- ・ その国際調和 (先進国と途上国の協調を含め)
- ・ 同時にその功罪を検討し、公共の利益の立場から均衡を図るための政策
- ・ 大学の主要分野 (法・政・経・文・理・工・医・薬) を横断する知的財産権システム学
- ・ 大学、国立研究機関等の知的成果の高度化と産業化のための努力

付録：米国 NRC の報告書 "Digital Dilemma" について

1．報告書作成の経緯

National Research Council(NRC; 米国ワシントン D.C.に本部を置く非営利機関)は、National Academy of Sciences, National Academy of Engineering 及び Institute of Medicine の3部門で構成され、米国の科学技術政策に関して学者・研究者が協議し提案するための活動を行っている。

NRC は、これまでも知的財産権に関する調査研究を行ってその結果を公表してきたが、この度、物理・数学部会のコンピュータ科学・電気通信委員会の配下に「知的財産権と新たな情報基盤委員会」(委員長：MIT コンピュータ科学科 Randall Davis 教授)を設置し、インターネット環境における著作権制度のあり方について検討した結果を1999年11月に報告書 "The Digital Dilemma: Intellectual Property in Information Age" として発表した (<http://www.nap.edu> で読むことができる。図書は National Academy Press から出版)。

2．報告書の骨子

その中では、著作権保護強化を要求する立場と著作物の公共利用を要求する立場のバランスを考慮しつつ、技術・法律・組織の総合的見地から検討を行い、次の項目を含む多数の提言をしている点が注目される。

- (1)"publication" の概念を見直し、その政策への影響を見定めること。
- (2)多様な許諾条件と技術的保護手段に適合する情報アクセスモデルの検討を始めること。
- (3)電子的保存システムの実現性について検討する作業グループを結成すること。
- (4)アーカイブのためにデジタル情報を複製することを合法とする法改正をすること。
- (5)一般に、政府のデータは頒布費用を上回らない料金で利用可能とすること。
- (6)私的使用目的の複製は常に合法だという誤解を解くため、法と倫理の知識の普及が必要。
- (7)権利者が技術的保護手段に頼るときは公衆アクセスの減少とコスト増加を考慮すること。
- (8)商品の性質により異なる技術的保護手段の役割を考慮しビジネスモデルを検討すること。
- (9)現時点では、知的財産権法と政策の抜本の見直しを図るべきでない。
- (10)著作権法のメリットに関する教育プログラムを作成すること。
- (11)著作権の経済的影響に関する研究を実施すること。
- (12)違法な複製の社会的・経済的影響と私的使用目的の複製に関する研究に着手すること。
- (13)著作権法の目的に照らし、複製の概念をその基盤とすることの是非を検討すること。
- (14)デジタル環境における一時的複製と二次的著作物の権利に関する法的研究をすること。
- (15)デジタル環境における権利制限のあり方について法・経済・政策研究を実施すること。

「ビジネスモデル特許」について

On Business Model Patents

弁理士 竹山宏明
Hiroaki TAKEYAMA

(目次)

1. ビジネスモデル特許の概念
 2. 日米欧の動向
 3. 具体例
 4. 特許調査
 5. 特許庁の取り扱い
 6. 私見
- (注)

(本文)

1. ビジネスモデル特許の概念

- ・明確な定義はありません。【注1】
- ・ここでは、次のように考えます。
「ビジネスのやり方や仕組みに関する特許」
- ・類語
 - ・ビジネス特許
 - ・ビジネス・メソッド特許, ビジネス方法特許
 - ・ビジネス・プロセス特許
 - ・ビジネス・システム特許

2. 日米欧の動向

- < 米国 > 1998年7月: CAFC 判決 (State Street 事件) 【注2】
- < 欧州 > 1998年7月: EPO 審決 (T1137/97) 【注3】
- < 欧州 > 1999年2月: EPO 審決 (T0935/97) 【注3】
- < 日本 > 1999年9月: 日経コンピュータ記事(「ビジネスモデル特許の衝撃」) 【注4】
- < 日本 > 1999年12月: 審査の取り扱い / 特許庁 (「ビジネス関連発明に関する審査における取扱いについて」) 【注5】
- < 米国 > 1999年11月: 米国特許法の一部改正 【注6】
- < 米国 > 2000年3月: 審査ガイドラインの改訂 / USPTO (“BUSINESS METHODS PATENT INITIATIVE: AN ACTION PLAN”) 【注7】

3. 具体例

3 - 1 日本

- ・弁理士会・ソフトウェア委員会【注8】で調査した具体例です。

- (1) コンピュータ化された商業取引を遂行する方法 (特許第 2984731 号)
- (2) 広告情報の供給方法およびその登録方法 (特許第 2756483 号)
- (3) インターネットの時限利用課金システム (特許第 2939723 号)
- (4) 顧客情報収集システム (特許第 2897127 号)
- (5) 有価証券用データ処理システム (特許第 2587615 号)
- (6) ビデオゲームシステム (特許第 2784727 号)
- (7) 通信システム用装置 (特許第 2795596 号)
- (8) 自動セルフサービス装置 (特公平 5 - 10702 号)
- (9) 財務在庫管理装置 (特公平 1 - 23814 号)
- (10) 顧客順列決定システム (特公昭 63 - 41105 号)
- ・そのほか新聞等で話題になったものです。
 - (11) インターネットの時限利用課金システム (特許第 2939723 号)
 - (12) 振込処理システム (特許第 3029421 号)
 - (13) オートカフェ (特許第 2804933 号)

3 - 2 米国

- ・弁理士会・ソフトウェア委員会【注 9】で調査した具体例です。
 - (1) プライスライン社の逆オークション特許 (USP5,794,207)
 - (2) アマゾン社のワンクリック特許 (USP5,960,411)
 - (3) Harrington のショッピングカート特許 (USP5,895,454)
- ・そのほか新聞等で話題になったものです。
 - (4) Method of putting (USP5,616,089)

4 . 特許調査

4 - 1 日本

- ・特許電子図書館 / 特許庁【注 10】において調査できます。
- ・検索方法の具体例は、次の通りです。
 - (1) IPC (国際特許分類) 検索【注 11】
 - (例 1) G06F (電氣的デジタルデータ処理)
 - (例 2) G06F17/60 (管理目的 , 業務目的 , 経営目的 , 監督目的または予測目的のもの)
 - (2) F ターム検索
 - (例 3) 5B049 (特定用途計算機)
 - (3) フリーワード検索
 - (例 4) ビジネス , インターネット , 金融 , 仲介等

4 - 2 米国

- ・ "USPTO Web Patent Databases" サイト【注 12】や , "IBM Intellectual Property Network" サイト【注 13】において調査できます。

4 - 3 E P C

- ・ " esp@cenet "【注 14】サイトや, "IBM Intellectual Property Network"サイト【注 13】において調査できます。

5 . 特許庁の取り扱い

5 - 1 日本

- ・ 「特定技術分野の審査の運用指針 第 1 章 コンピュータ・ソフトウェア関連発明」【注 15】が適用されます。
- ・ 特別な取り扱いはなされません。【注 16】
- ・ なお, そのほか特許庁の次のような最近の動向についてもご注意ください。
 - (1) 特許から見た金融ビジネス / 平成 11 年 6 月【注 17】
 - (2) コンピュータ・ソフトウェア関連発明における「伝送媒体」等のクレームの審査上の取扱いについて / 平成 11 年 8 月【注 18】
 - (3) インターネット上の仲介ビジネスについて / 平成 11 年 8 月【注 19】
 - (4) 「インターネット等の情報の先行技術としての取り扱い運用指針」及び「発明の新規性の喪失の例外についての取り扱い運用指針」の公表について / 平成 11 年 12 月 10 日【注 20】
 - (5) ビジネス方法の特許について / 平成 12 年 4 月【注 21】

5 - 2 米国

- ・ “ BUSINESS METHODS PATENT INITIATIVE: AN ACTION PLAN ” / USPTO【注 7】をご参照下さい。

5 - 3 E P C

- ・ E P C 5 2 条【注 22】が適用されます。
- ・ なお, 先に挙げた EPO 審決 (T1137/97, T0935/97)【注 3】も, ご参照下さい。

6 . 私見

- ・ 審査資料の集積に伴い, 適切に保護されていくものと考えます。

以上

(注)

【注 1】(例)

- 1 . ヘンリー幸田氏「解説・ビジネス特許」,
(有)アイ・エル・エス出版発行, p.4
「コンピュータを活用して行う方法, あるいはその方法を実施するためのシステムを発明の対象として保護する特許。」
- 2 . 弁理士会・ソフトウェア委員会「ビジネスモデル特許の現状と課題」
パテント 2000, Vol.53 No.2, 弁理士会発行, P41「特定業務を直接又は間接的に遂

- 行するための形態」
3. 「ビジネスモデル特許・超入門 2000年版」,(株)ダイヤモンド社発行,p.4
「情報技術(IT)すなわちコンピュータやインターネットを使ったビジネスのやり方やその仕組み与えられる特許のこと。」
 4. 星野友彦編「ビジネス・モデル特許の衝撃」
日経コンピュータ 99年9月13日号,日経BP社発行
<URL:<http://nc.nikkeibp.co.jp/jp/articles/special/990913/index.html>>
「情報システムによって実現されたビジネスのやり方や仕組みに認められた特許」
- 【注2】(原文) Georgetown Univ.
<URL:<http://www.ll.georgetown.edu/Fed-Ct/Circuit/fed/opinions/97-1327.html>>
(翻訳) 井上雅夫氏
<URL:http://www.venus.dti.ne.jp/~inoue-m/bm_980723SSB.htm>
- 【注3】(解説) 弁理士会・ソフトウェア委員会
「プログラム保護を認めた欧州特許庁の注目すべき審決」
パテント 1999, Vol.52 No.11, 弁理士会発行, p.69~84
- 【注4】(抜粋) 日経コンピュータ 99年9月13日号
<URL:<http://nc.nikkeibp.co.jp/jp/articles/special/990913/index.html>>
- 【注5】(原文) 平成11年12月, 調整課審査基準室
<URL:<http://202.246.250.115/shoukai/bisinsa.htm>>
- 【注6】・ビジネスモデル特許に対する先使用権の抗弁
(解説) 藤原幸一氏「米国特許法改正案の解説(H.R.1907の実態)」パテント 1999,
Vol.52 No.11, 弁理士会発行, p.56~68
- 【注7】(原文) USPTO
<URL:<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/actionplan.html>>
(翻訳) 井上雅夫氏
<URL:http://www.venus.dti.ne.jp/~inoue-m/bm_000329actionplan.htm>
- 【注8】(解説) 弁理士会・ソフトウェア委員会「ビジネスモデル特許の現状と課題」パテント 2000, Vol.53 No.2, 弁理士会発行, P60~66
- 【注9】(解説) 弁理士会・ソフトウェア委員会
「ビジネスモデル特許の現状と課題」パテント 2000, Vol.53 No.2, 弁理士会発行,
P47~49
- 【注10】(サイト) <URL:<http://www.ipdl.jpo-miti.go.jp/homepg.ipdl>>
- 【注11】(原文) I P C (国際特許分類) 第7版日本語版 / 特許庁
平成12年3月, 特許情報課, 検索情報開発室
<URL:<http://202.246.250.115/info/ipc7.htm>>
- 【注12】(サイト) <URL:<http://www.uspto.gov/patft/index.html>>
- 【注13】(サイト) <URL:<http://patent.womplex.ibm.com/>>
- 【注14】(サイト) <URL:<http://gb.espacenet.com/>>
- 【注15】(原文) 特定技術分野の審査の運用指針等の公表について / 特許庁平成9年2月27日
<URL:<http://www.jpo-miti.go.jp/info/sisin.htm>>
- 【注16】(抜粋) ビジネス関連発明に関する審査における取扱いについて / 特許庁, 平成11年12月, 調整課審査基準室
<URL:<http://202.246.250.115/shoukai/bisinsa.htm>>
- すなわち, ある課題を解決するために, コンピュータのハードウェア資源を用いて処

理を行うなどの要件を満たすものであれば、ビジネス関連発明か否かに関わらず、ソフトウェア関連発明として特許の対象になり得ます。

この場合、人間が行っている業務をシステム化し、コンピュータにより実現しようとすることは、通常のシステム分析手法及びシステム設計手法を用いた日常的作業で可能な程度のことであれば、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者の通常の創作能力の発揮に当たることから、進歩性の要件を満たしていないとして、特許性が否定されます。

一方で、例えば、人為的な取り決めそのものや、これらのみを利用しているものなど特許法第2条第1項に規定する「発明」に該当しないものは、「ビジネス方法」に該当するか否かに関わらず、特許の対象とはなりませんのでご注意ください。

【注17】(サイト) <URL:<http://202.246.250.115/info/kinyuu.htm>>

【注18】(サイト) <URL:<http://202.246.250.115/info/toriatukai.htm>>

【注19】(サイト) <URL:<http://202.246.250.115/info/tyukai.htm>>

【注20】(サイト) <URL:<http://202.246.250.115/info/unsisin.htm>>

【注21】(サイト) <URL:<http://202.246.250.115/info/interbiji0406.htm>>

【注22】(抜粋) 弁理士会・ソフトウェア委員会「ビジネスモデル特許の現状と課題」パテント2000, Vol.53 No.2, 弁理士会発行, P47～49

・ E P C 5 2 条

- (1) ヨーロッパ特許は、産業への適用の可能性があり、新規であり、進歩性のあるすべての発明に対して与えられる。
- (2) 次に特に記したものは、パラグラフ1の意味における発明とは見なされない。
 - (c) 精神的行為を行ない、遊戯を行ない、又はビジネスを遂行するための計画、規則、及び方法、並びにコンピュータプログラム。
- (3) パラグラフ2の規定は、ヨーロッパ特許出願又はヨーロッパ特許が、その規定において言及される主題又は活動それ自体に関連している限りにおいてのみ、そのような主題又は活動の特許性を排除するものとする。

(平成12年4月28日脱稿)

SHIP プロジェクト初年度の成果と 2000 年度の方針

SHIP-Project : Report of the year 1999 activities and Plan in the year 2000

明治大学法学部教授 夏井高人
Takato NATSUI

A 1999 年度における研究成果

1 プロジェクト研究施設の建設等

理事会により承認された施設建築計画及び 1999 年度予算に基づき明治大学駿河台校舎旧 12 号館地下 1 階にプロジェクト用の研究施設が建築され、1999 年 9 月に竣工した。その後、サーバ・システム及び関連機器の設置・導入や備品の配置等の作業が進められ、2000 年 3 月に運用可能状態となった。

研究施設には、カード式の入退室管理システム、独立した空調設備、デジタル通信設備、テレビ会議システム、簡易給湯設備等が設置されているほか、少人数による会議用スペースも設けられている。研究に必要な情報機器は、自由に配置・運用できるように設計されており、明治大学の MIND へ接続するための回線と専用 ISDN 回線が引き込まれている。また、データベース・システム用サーバ室及び共同研究用パソコン室は、防音機能に優れた仕切りで分界されている。

他方、共同研究団体である大阪大学、南山大学及び亜細亜大学にもそれぞれサーバが設置された。これらのサーバは、明治大学の研究施設内にあるサーバとインターネットを介して接続され、分散型データベースとしての機能実証研究に用いられる。

今後、研究施設を活用し、先行して研究が進められている XML 法情報システムを実際に構築し、政治学関係の情報データベース等の有用性に関する研究を進めた上で、各種社会科学系データベースの構築実験がなされる。さらに、明治大学内外の多数のサーバをネットワークで相互接続し、相互に異なるタイプのデータベースをあたかも同一のデータベースの一部であるかのように動作させるための新世代プラットフォーム技術の開発が進められる。

2 メーリング・リストの開設・運用

プロジェクト・メンバー間の意志疎通と研究開発の目的で、専用のメーリング・リストを開設した。実際の運用の技術的部分は、プロジェクト・メンバーである夏井高人と補助者である新保史生が担当している。サーバは、明治大学情報科学センター内に設置されている。このメーリング・リストにより、メンバー間での連絡が容易になされ、着々と研究開発が進められている。メーリング・リストで交換される情報の量も相当量に及んでいるが、情報科学センターの協力を得て、そのアーカイブ等を容易に利用可能な運用がなされている。

現在、このメーリング・リストは、プロジェクト・メンバー及び技術補助者の間でのみ運用され、明治大学の教職員を含めプロジェクト・メンバー以外の者には全く公開されていない。しかし、とりわけ技術開発に関しては高度な秘密保持が要求され、また、研究内容についても不用意に誤解や曲解を招くようなことを避けるため、今後も非公開のままでの運用を継続する予定である。

3 データベース構築用データの外注

XML 法情報データベースで運用するデータの蓄積作業が開始された。これには、過去の法律及び判例が収録され、学内外から自由に参照可能となる。データは、イメージ形式及びテキスト形式のものを基礎に、XML の機能により、これまでのデータベースでは実現不可能であった高度な検索を実行できるようなシステムが構築される。

1999 年度予算では、大審院民事判決の一部についてデータ入力がなされた。大審院版の判例集を底本とするデータ化作業であるが、旧字体漢字を含め原典に完全に忠実なデータベース化作業は、わが国でも初めての部類に属するものであり、今後、中央大学版や司法省版などの判例集についても原典に忠実なデータベース化が進められれば、各版相互間の異同等をソフトウェアによって自動的に比較対照することができ、原資料としての判決そのものの研究も飛躍的に進歩するものと思われる。理想的には、印刷されたものではなく、判決原本そのもののデジタル化作業も可能な限り進めたいところであるが、予算の関係その他の事情により、上記のとおりデジタル化作業にとどまっている。

なお、デジタル化作業の対象となるデータ量が大量であり、その XML データへの変換作業にも多大の時間と労力を要するため、今後数年間にわたりデータ蓄積作業が進められる。

4 共同シンポジウムの開催

SHIP プロジェクト並びに共同研究団体であるサイバー法研究会及び法情報学研究会の共同により 2 回にわたりシンポジウムが開催された。SHIP プロジェクトの研究により得られる産物は、知的財産権として保護されるべきものを多く含むものと予想されている。そこで、とりわけネットワーク関連のデジタル知的財産権の保護に関する研究が必要である。また、データに含まれるプライバシー情報の取り扱いについても慎重な検討を要する。このため、この分野における研究団体であるサイバー法研究会との共同研究が不可欠である。他方で、法情報のデジタル・データ化作業には文字コードの問題やデータ形式の互換性の問題を含め様々な技術的問題を解決する必要性もある。そこで、この分野を対象領域とする研究団体である法情報研究会との共同研究も不可欠である。シンポジウムでは、これら 3 者による研究成果が報告され、ディスカッションがなされた。

第 1 回シンポジウムは、1999 年 5 月 29 日に明治大学駿河台校舎リバティタワーで、第 2 回シンポジウムは 1999 年 11 月 27 日 大阪大学吹田校舎コンベンション・ホールで実施された。いずれも極めて多数の聴衆が訪れ、活発な討論がなされ、大成功を収めた。第 2 回シンポジウムは、インターネットを用いて実況中継され、その結果が毎日新聞でも大きく報道されるなど、回を重ねるにつれ各界の注目を集めてきている。

なお、シンポジウムで使用した予稿・原稿週は Web 上でダウンロード可能にされている。このほか、シンポジウムの結果をまとめた講演録を作成中である。

5 夏期研究合宿の開催

1999 年 9 月 12 日から 15 日にかけて、合宿形式による研究会を実施した。研究合宿の参加者は、次のとおりである。

夏井 高人 (明治大学)	石前 禎幸 (明治大学)
田中規久雄 (大阪大学)	和田 悟 (明治大学)

小松 弘 (弁護士)	大六野耕作 (明治大学)
養老 真一 (大阪大学)	町村 泰貴 (亜細亜大学)
後藤 邦夫 (南山大学)	中所 武司 (明治大学)
新保 史生 (補助者)	

この合宿研究において2日間にわたり徹底的になされた討議結果の要旨は、第2回シンポジウムにおいて公開され、また予稿資料集に収録された。

討議は、町村が事前に作成した討議項目案に基づき町村の司会よってなされた。

討議結果は、町村が整理した上でテキスト化し、プロジェクト専用のメーリング・リストによりプロジェクト・メンバー全員の閲覧に供された。そして、一部手直しをした上で、プロジェクト・メンバーの同意を得て公開された。

なお、研究合宿における討議の際には、プロジェクト・メンバーである和田悟(明治大学)及び小松弘(弁護士)が作成したXMLアプリケーション・プロトタイプの実演とその実演に基づく討議・意見交換もなされた。この討議・検討の結果、最初に立法された法律のXML化テキストとその改正法のXML化テキストとを自動相互参照して、特定の時点における法律文を自動生成するシステム(改正前の時点で指定して検索すると改正前の法律文が表示され、改正後の時点を指定して検索すると改正された部分だけが新しい条文に置き換えられた改正法の法律文が表示される。)は、ほぼ実用化の目処がたったものとする。

6 「XMLフェスタ：XML開発者の日」への参加

日本最大のXML研究開発者団体であり世界的にも有名なXMLユーザ・グループの主催によりXMLフェスタが開催されているが、このXMLフェスタ中の中心イベントであるXML開発者の日に参加し、研究報告をした。研究報告のテーマは下記のとおりである。

第2回XML開発者の日における報告は、月刊アスキー誌2月号でも大きく取りあげられ、好意的に迎えられた。第3回XML開発者の日における報告も参加者の注目を集めることができた。

1999年11月13日開催：第2回XML開発者の日

夏井高人	「XML法情報データベースの課題」
和田 悟	「改正法律対応の法令データベース」
小松 弘	「法令とリンク情報」

2000年3月19日開催：第3回XML開発者の日

夏井高人 「XML特許が研究環境に及ぼす影響と提案」

7 学会における研究報告

SHIPプロジェクトの研究成果を踏まえ、SHIPプロジェクトの存在を周知することを目的として、1999年8月7日に園田女子学園大学で開催された教育システム情報学会においてSHIPプロジェクトの概要及び展望に関する学会報告をした。

B 2000 年度における研究予定

2000 年度における研究活動予定の概要を項目的に示すと、以下のとおりである。

- 1 1999 年度に引き続き、明治期の大審院判決及び法律新聞収録の判決のうち法情報データベース構築及び政治経済学分野での利用に適したものを選択し、そのデジタル・データ化を進め、データを蓄積する。
- 2 1999 年度に引き続き、法律条文履歴管理システムの実証実験に適した法律条文のデジタル・データを進め、データを蓄積する。
- 3 1999 年度に引き続き、大阪大学では、Web 上の法情報を一括管理するシステムの構築を進める。
- 4 大阪大学、南山大学、亜細亜大学に設置されたサーバと明治大学に設置されたサーバとをネットワーク接続し、分散データベース環境実現のための実験を行ない、そこで得られた基礎データを分析・検討する。
- 5 XML データベースに関連する特許の調査・分析を進め、そのためのデータベースを構築する。
- 6 本研究で得られた知的財産権の管理に関する研究を進める。そのために、サイバー空間における知的財産権（特許権、著作権、商標権など）に関する理論研究を進める。
- 7 本研究で用いるデータ中に含まれる様々な個人情報について、プライバシーの問題その他関連する法律問題を解決するための理論研究を進める。
- 8 商用データベース企業との間で無用な軋轢が発生することを避け、協調してデータベース開発をすすめる環境を構築するため、商用データベースの調査を実施するとともに、適宜研究会等を実施して意見交換をする。
- 9 1999 年度中に作成したプロトタイプを再検討し、実証システムに進めるための調査・研究を進める。
- 10 上記各目的を達成するため、サイバー法研究会及び法情報学研究会と共に共同シンポジウムを開催する。
- 11 1999 年度中に実施したシンポジウムや研究報告等の結果のうち、同年度期間内にドキュメント化できなかったものについて、文書化し一般公開する。
- 12 研究施設を活用し、定例研究会を開催する（テレビ会議を含む。）。
- 13 XML データのフォーマットその他の問題について夏期に合宿方式による集中研究を実施する。
- 14 プロジェクトのメンバー（共同研究者）を若干名増員し、研究体制の強化を図る。

ネット・コンテンツとしての法情報の有益性と有害性

Merits and Demerits of Legal Information as Network Contents

岡本 真（編集者，翻訳家）
Makoto OKAMOTO

【報告概要】

本報告内での「ネット・コンテンツとしての法情報」を定義した上で，過去一年以内の法情報コンテンツの動向を概観する。その後，ネット・コンテンツとして法情報の有益性と有害性のうち，一般的に指摘できるものをそれぞれ挙げる。その上で，法情報の有益性の度合いは，利用者の法全般に対する習熟度合い，親しみ度合いに依拠，比例する可能性が高いことを指摘し，有益性は有害性へと転化しうること，有益性と有害性は密接に関連した関係にあることを述べる。最後に法情報の有益性に個人差を生み出さないために考える対応について，データベースの種類と機能という観点から，法情報の発信者が果たすべき役割，配慮を指摘する。

【報告目次】

1. 「ネット・コンテンツとしての法情報」とは
 - 1.1 ネット・コンテンツとは
 - 1.2 法情報とは
 - ・意味づけされたデータ，情報化されたデータ
 - 1.3 ネット・コンテンツとしての法情報の事例
 - ・「国会会議録検索システム」<<http://kokkai.ndl.go.jp/>>
 - ・「官報」<<http://kanpou.pb-mof.go.jp/>>
 - ・「全国条例データベース」<<http://joreimaster.leh.kagoshima-u.ac.jp/>>
 - ・「goo 法律サーチ」<<http://value1.goo.ne.jp/law/>>
2. 有益性と有害性
 - 2.1 有益性と有害性の関係
 - 2.2 有益性
 - 2.3 有害性
 - 2.4 有益性の度合いという問題
 - ・「富める者はますます富み，貧しい者はますます貧しくなる」

・「情報格差」("Digital divide")の問題

3. 法情報の課題

3.1 技術的な障壁の排除

3.2 自己学習のシステム

3.3 データベースの種類と機能

・「データベースの分類」

- ・レファレンス・データベース
 - ・書誌データベース
 - ・レフェラル・データベース
- ・ファクト・データベース
 - ・全文データベース
 - ・数値データベース
 - ・画像データベース

3.4 データベースの不均衡状態とその改善

法情報環境のいまと未来

壁を越えて

Beyond the Barriers: The present and the future of the environment of legal information

指宿 信（鹿児島大学）

© Dr. Makoto Ibusuki

(Kagoshima University, JAPAN)

はじめに インターネット時代における知的財産としての「法情報」

「法情報」とはなにか？

「法情報」はだれのものか？

1 法情報の生成プロセス

1 - 1 法令情報の生成

1 - 2 判例情報の生成

2 法情報の流通プロセス

2 - 1 法令情報の流通

2 - 2 判例情報の流通

3 法情報の編纂プロセス

3 - 1 法令情報の編纂

3 - 2 判例情報の編纂

4 法情報環境をめぐる3つの壁

4 - 1 アクセシビリティ（アクセスのための障害）

4 - 2 ユーザビリティ（利用の困難さ）

4 - 3 リライアビリティ（情報の信頼性）

おわりに 壁を越えて

21世紀の「法情報」環境の構築：アーカイブ，フリー・アクセス

プロセスからネットワークへ

SHIP プロジェクト DB プロトタイプ(1)

～ 改正法律と XML による法律データベース ～

Amendment of Statutes and XML Based Legal Database System

明治大学政治経済学部 和田 悟
Satoshi WADA

概 要

法令は常に複雑に変動し続ける特殊な文書である。HTML 文書は、その記述の容易さや表現力により、グローバルな標準文書交換フォーマットとしての地位を獲得したが、原則として静的な文書でしかなく、改定を経るたびに古いものが失われるか、紙媒体と同様に、「版」としてしか維持できない。最大の特徴ともいえるハイパーリンクも、せいぜい、テキストの一次元的な連なりの一箇所をポイントできるに過ぎない。これに対し XML に期待しうる利点は、文書が適切に構造化されていれば、一つまたは複数の文書中に散らばる任意の要素を自在に取り出し、結び付け可能であるという点である。これにより、法令のように常に構成要素が変動しつづける文書の記述にも適用可能である。ここでは、一つの例として、XML により法律とその改正法律を記述することで、特定時点での法律を得ることを可能にし、かつ、改正法律自身を法令データの保守に用いるデータベースのプロトタイプを紹介する。

1. システムの概要
 - (ア) 法令データの検索・参照
 - (イ) 改正法律データによる保守
2. 法令 DTD の設計について
 - (ア) 法令の要素と属性
 - (イ) 法令中の参照個所の指定
 - (ウ) タグ付けの深さ
3. 主な XML 標準との関わり
 - (ア) XPath
 - (イ) XPointer
 - (ウ) XLink
 - (エ) その他
4. XML とデータベース・コンテンツの保護
 - (ア) 網羅的データ取得の回避
 - (イ) ユーザ側の加工と二次利用の促進

SHIP プロジェクト DB プロトタイプ(2)

～ 個人情報保護と XSLT ～

Application of XSLT to Legal XML Documents for the Protection of Privacy

弁護士 小松 弘
Hiroshi KOMATSU
Law Offices of Homma & Komatsu

概要

判決書などの法情報には、重要な個人情報が含まれている。このため、法情報のデータベースを作成し、一般に公開する場合、研究目的や原本性の維持と個人情報・基本的人権の保護との調整が必要となる。XSLT により、この調整を有効に行うシステムのプロトタイプを紹介し、現段階での技術的問題と、今後の展望について述べる。

- 1 裁判書の XML 化
 - 1.1 論理構造とスタイル情報の分離
 - 1.2 裁判書の構造分析
 - 1.3 裁判書 DTD
- 2 XSL/XSLT
 - 2.1 スタイル情報の分離
 - 2.2 サーバーサイドでの XSLT 変換
 - 2.3 裁判書 XSLT
 - 2.4 HTML・PDF とどこが違うのか？
- 3 裁判書に含まれる個人情報
 - 3.1 当事者
 - 3.2 被害者
 - 3.3 その他の関係者
 - 3.4 第三者
 - 3.5 証拠資料
- 4 機微な情報のタグ付け
 - 4.1 個人情報の例
 - 4.2 インディセンスの例
- 5 XSLT による出力
 - 5.1 ユーザーのランク付け
 - 5.2 認証
 - 5.3 出力フォーマット
- 6 技術の現状
 - 6.1 文字コード
 - 6.2 処理速度
 - 6.3 オブジェクトの永続化
 - 6.4 タグ付けの自動化
- 7 将来の展望

< 資料 >

法情報データベース・法情報検索パテントマップ

Compiled by: 弁護士 小松 弘

Rev.0.1 Last modified: Monday, January 10, 2000 13:10:25

<<http://homepage1.nifty.com/e-law/xml/pmap0.html>>

[XML & SGML]

001. [特開平 11 - 353312] 文書管理方法及び装置ならびに記録媒体
002. [特開平 11 - 338861] 構造化文書処理方法
003. [特開平 11 - 316764] 構造化文書の検索方法および装置および構造化文書検索プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体
004. [特開平 11 - 306205] 文書ファイル検索装置及びプログラムを記録した機械読み取り可能な記録媒体 (引用者注:XML に明示的に言及している)
005. [特開平 11 - 306168] 構造化文書作成方法及び構造化文書作成装置並びに構造化文書作成プログラムを記憶したコンピュータ読み取り可能な記憶媒体
006. [特開平 11 - 296525] データベースの作成方法とデータベース作成装置及びそのデータベースを利用した情報検索方法と情報検索装置
007. [特開平 11 - 288412] 文書作成方法及びシステム及び文書作成プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体
008. [特開平 11 - 282835] 構造化文書のレイアウト表示システム
009. [特開平 11 - 272694] 文書型検索装置
010. [特開平 11 - 272667] 構造化文書作成方法, 構造化文書作成装置及び構造化文書作成用プログラムを格納した記憶媒体
011. [特開平 11 - 259460] 文書処理装置
012. [特開平 11 - 259299] 構造化文書作成支援方法, 構造化文書作成支援システム, プログラムを格納する記憶媒体, 記憶装置及びオブジェクト指向構造化文書作成支援システム
013. [特開平 11 - 250055] 構造化文書編集方法及び構造化文書編集装置並びに構造化文書編集プログラムを記録した記録媒体
014. [特開平 11 - 242676] 構造化文書登録方法, 検索方法, およびそれに用いられる可搬型媒体
015. [特開平 11 - 203283] 構造化文書処理装置及び構造化文書処理プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体
016. [特開平 11 - 154149] 構造化文書の表示方法
017. [特開平 11 - 143906] 個人用情報管理方法及び装置及び個人用情報管理プログラムを格納した記憶媒体
018. [特開平 11 - 143874] 構造化文書の体裁定義支援装置
019. [特開平 11 - 120175] 構造化文書表示システム及びコンピュータを構造化文書表示システムとして機能させるためのプログラムを記録した記録媒体
020. [特開平 11 - 120068] 構造化情報ファイル検査装置およびコンピュータ読み取り可能な記録媒体
021. [特開平 11 - 110391] 文書管理方法
022. [特開平 11 - 110384] 構造化文書検索表示方法及び装置
023. [特開平 11 - 096161] 文書変換装置

- 024. [特開平 11 - 085750] 構造化文書処理方法および装置および構造化文書処理プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体
- 025. [特開平 11 - 053400] 構造化文書検索装置及びプログラムを記録した機械読み取り可能な記録媒体
- 026. [特開平 11 - 025076] 文書管理装置および文書管理プログラム記憶媒体
- 027. [特開平 10 - 326230] 分散ネットワークコンピューティングシステム, 同システムに用いられる情報交換装置, 情報交換方法, 及び記憶媒体
- 028. [特開平 10 - 320412] 文書作成装置
- 029. [特開平 10 - 307816] 構造化文書処理装置, 構造化文書処理方法およびその方法をコンピュータに実行させるプログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体
- 030. [特開平 10 - 293764] 構造化文書データベース検索方法, 構造化文書データベース検索システム及び記録媒体
- 031. [特開平 10 - 269160] データ配信表示装置
- 032. [特開平 10 - 240752] 構造化文書の登録方法, 検索方法, およびそれに用いられる可搬型媒体
- 033. [特開平 10 - 240731] 文字認識を利用した構造化文書作成装置
- 034. [特開平 10 - 214265] 構造化文書処理装置
- 035. [特開平 10 - 207895] ネットワーク情報受信端末装置
- 036. [特開平 10 - 198697] 構造化文書検索装置
- 037. [特開平 10 - 187726] 構造化文書編集システム
- 038. [特開平 10 - 187725] 文書編集方式
- 039. [特開平 10 - 187720] 文書要約合成装置
- 040. [特開平 10 - 187680] 単語, 文, 部分の粒度で管理するドキュメントリポジトリ装置
- 041. [特開平 10 - 171809] 文書処理方法および装置
- 042. [特開平 10 - 171794] 動的部品化機能付き構造化文書データベースシステム
- 043. [特開平 10 - 143510] 文書処理装置及びその方法
- 044. [特開平 10 - 134037] 文書編集装置及び方法
- 045. [特開平 10 - 116284] 文書処理装置
- 046. [特開平 10 - 116281] 文書処理方法及びその装置
- 047. [特開平 10 - 116279] 文書処理装置
- 048. [特開平 10 - 116276] 文書処理方法および装置
- 049. [特開平 10 - 116275] 文書スタイル編集装置
- 050. [特開平 10 - 116270] 文書処理方法及びその装置
- 051. [特開平 10 - 116269] スタイルデータの構造変換方法および装置
- 052. [特開平 10 - 116221] WWW上の構造化文書
- 053. [特開平 10 - 111866] ハイパーテキスト作成装置及び方法並びにハイパーテキスト作成プログラムを記録したコンピュータで読み取り可能な記録媒体
- 054. [特開平 10 - 100484] コンピュータベースの文書処理方法
- 055. [特開平 10 - 097608] イメージ情報の構造化文書作成装置
- 056. [特開平 10 - 049530] データ処理方法
- 057. [特開平 10 - 021249] キーワード抽出ルール生成方法
- 058. [特開平 09 - 330315] 構造化文書の処理装置
- 059. [特開平 09 - 319632] 構造化文書の版管理方法および装置
- 060. [特開平 09 - 305603] 構造化文書処理装置, 構造化文書処理方法, データベースシステム
- 061. [特開平 09 - 297768] 文書データベース管理装置及び文書データベース検索方法
- 062. [特開平 09 - 251457] 文書変換装置

- 063. [特開平 09 - 245057] 構造化文書処理方法及び装置
- 064. [特開平 09 - 245052] 構造化文書処理装置
- 065. [特開平 09 - 223127] 文書処理方法及びその装置
- 066. [特開平 09 - 218874] 文書処理装置
- 067. [特開平 09 - 212508] 文書処理装置
- 068. [特開平 09 - 185625] 構造化文書編集システム
- 069. [特開平 09 - 179863] 構造化文書処理装置及びその処理方法
- 070. [特開平 09 - 171510] 構造化データ処理装置
- 071. [特開平 09 - 167160] 情報処理装置および方法, 情報記憶媒体
- 072. [特開平 09 - 128400] 構造化文書生成装置
- 073. [特開平 09 - 101959] 構造化文書生成装置
- 074. [特開平 09 - 083715] ファクシミリ通信サーバとのインタフェース装置
- 075. [特開平 09 - 069101] 構造化文書生成方法および装置
- 076. [特開平 09 - 044493] 文書処理装置及びその方法
- 077. [特開平 09 - 006803] 文書データベース管理装置
- 078. [特開平 09 - 006794] データ検索指示装置
- 079. [特開平 08 - 339369] 文書表示装置および文書表示方法
- 080. [特開平 08 - 329116] 構造化文書検索方法
- 081. [特開平 08 - 329079] 構造化文書差分抽出方法および装置
- 082. [特開平 08 - 314933] 構造化文書の処理装置
- 083. [特開平 08 - 292945] 構造化文書編集方式
- 084. [特開平 08 - 235184] 文書編集装置
- 085. [特開平 08 - 221417] 構造化文書の新旧対照編集装置
- 086. [特開平 08 - 221399] 構造化文書作成方法および装置
- 087. [特開平 08 - 202688] 共同文書作成装置
- 088. [特開平 08 - 194706] 構造化文章作成装置
- 089. [特開平 08 - 194705] 文書処理装置およびその構造化文書編集方法
- 090. [特開平 08 - 190560] 構造テスト装置
- 091. [特開平 08 - 185403] 構造化文書のレイアウト・表示方法および文書処理システム
- 092. [特開平 08 - 171565] 文書構造変換装置
- 093. [特開平 08 - 147311] 構造化文書検索方法及び装置
- 094. [特開平 08 - 129543] 文書処理装置および文書処理装置の文書処理方法
- 095. [特開平 08 - 095975] 論理構造化文書の生成方法
- 096. [特開平 08 - 036579] 構造化文書処理装置
- 097. [特開平 08 - 030619] 構造化文書編集装置
- 098. [特開平 08 - 016600] 構造化文書検索方法
- 099. [特開平 08 - 016590] 構造化文書作成装置
- 100. [特開平 08 - 016589] 構造化文書処理装置
- 101. [特開平 08 - 016583] 文書処理装置
- 102. [特開平 08 - 016576] 構造化文書編集装置
- 103. [特開平 08 - 016567] 文書型定義作成支援装置
- 104. [特開平 07 - 334525] 版管理を伴う構造化文書処理装置
- 105. [特開平 07 - 319918] 文書検索対象指示装置
- 106. [特開平 07 - 319874] 文書処理装置
- 107. [特開平 07 - 319857] 構造化文書処理装置
- 108. [特開平 07 - 282041] 文書変換装置

- 109. [特開平 07 - 262192] 構造化文書検査装置
- 110. [特開平 07 - 262179] 構造化文書作成におけるテキストエディタのマクロ自動選択装置
- 111. [特開平 07 - 239850] 構造化文書作成支援システム
- 112. [特開平 07 - 225771] 検索式作成支援システム
- 113. [特開平 07 - 219945] 文書処理装置
- 114. [特開平 07 - 200370] 文書処理装置及び方法
- 115. [特開平 07 - 191989] 文書処理方法及び装置
- 116. [特開平 07 - 182340] 構造化文書の最適レイアウト構造決定方法及び最適レイアウトツリーの決定方法
- 117. [特開平 07 - 175811] 電子文書管理装置
- 118. [特開平 07 - 168721] 辞書操作装置及び辞書サーチ順操作装置
- 119. [特開平 07 - 121534] 構造化文書論理構造設計支援装置
- 120. [特開平 07 - 121533] 文書型作成装置
- 121. [特開平 07 - 098707] 文書処理装置
- 122. [特開平 07 - 065035] 構造化文書検索装置
- 123. [特開平 07 - 056920] 構造化文書処理装置
- 124. [特開平 07 - 056786] 構造化文書処理装置
- 125. [特開平 07 - 044563] 多重文書処理システム及び方法
- 126. [特開平 07 - 036895] 構造化文書処理装置
- 127. [特開平 07 - 036894] 文書処理分析支援装置
- 128. [特開平 07 - 036893] 文書編集装置
- 129. [特開平 07 - 028928] 物理ファイルおよび当該物理ファイルを処理する画像処理装置
- 130. [特開平 07 - 021160] 表内データ抽出装置
- 131. [特開平 07 - 013966] 文書の編集方法
- 132. [特開平 06 - 348756] 索引作成装置及び索引利用装置
- 133. [特開平 06 - 325087] 構造化文書のブラウズ装置
- 134. [特開平 06 - 314281] 文書編集装置
- 135. [特開平 06 - 259421] 文書処理装置
- 136. [特開平 06 - 223072] ファイル変換装置
- 137. [特開平 06 - 214983] 文書画像の論理構造化文書への変換方法および装置
- 138. [特開平 06 - 208557] 構造化文書処理装置
- 139. [特開平 06 - 203013] 構造化文書に複数の変更可能な読み文字列および漢字文字列を記憶する方法およびシステム
- 140. [特開平 06 - 168267] 構造化文書作成方法及び構造化文書作成支援装置
- 141. [特開平 06 - 131343] 多重文書処理システム
- 142. [特開平 06 - 131340] 構造化文書の文書部品管理装置
- 143. [特開平 06 - 131339] 文書処理装置
- 144. [特開平 06 - 119335] 構造化文書処理装置
- 145. [特開平 06 - 119332] 構造化文書の文書部品管理装置
- 146. [特開平 06 - 119331] 構造化文書の文書部品管理装置
- 147. [特開平 06 - 110886] 論理構造を有する文書のコピーペースト処理装置
- 148. [特開平 06 - 110883] 文書処理装置
- 149. [特開平 06 - 110882] 文書編集装置および方法
- 150. [特開平 06 - 103286] 構造化文書複製管理方法、構造化文書複製管理装置及び構造化文書複製管理プログラム
- 151. [特開平 06 - 060067] 文書処理装置

152. [特開平 06 - 052163] 構造化文書処理装置
153. [特開平 06 - 044237] 文書整形装置
154. [特開平 06 - 035914] 文書作成システム
155. [特開平 06 - 035907] 構造化文書編集装置
156. [特開平 06 - 028351] 文書処理装置
157. [特開平 06 - 028350] 文書編集装置
158. [特開平 06 - 019908] 文書処理システム
159. [特開平 06 - 019893] 文書処理装置
160. [特開平 05 - 334291] 文書処理装置
161. [特開平 05 - 225240] 文書データベース装置
162. [特開平 05 - 210667] 構造化文書のレイアウト方法
163. [特開平 05 - 189430] 索引語管理装置
164. [特開平 05 - 128107] 構造化文書編集装置
165. [特開平 05 - 108631] 文書処理装置
166. [特開平 05 - 101053] 構造化文書編集方法
167. [特開平 05 - 089173] 構造化文書分類装置
168. [特開平 05 - 046608] 文書処理装置

<資料>

第1回共同シンポジウム予稿・資料集目次

1 開催プログラム

2 予稿集

相良紀子	Zeran v. AOL 事件判決	p.3
町村泰貴	フランスのアルテルン・オルグ事件	p.5
高橋郁夫	プロバイダーの公表者としての責任と英国名誉棄損法1996... ..	p.7
岡村久道	ニフティサーブ電子ダイレクトメール仮処分決定について ...	p.12
平野 晋	ISPの民事責任：ユーザーによる名誉毀損に焦点を当てつつ...	p.14
藤田康幸	法律実務と法情報	p.17
竹山宏明	特許実務と法情報	p.19
小松 弘	法情報へのXMLの応用	p.27
和田 悟	Webサイト・リンク情報の管理	p.29

3 資料集

明治大学学術フロンティア「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」について	p.31
インターネット・サービス・プロバイダの法的責任に関する資料集	p.35

* 1999年5月29日明治大学駿河台校舎リバティタワーで開催

* 下記の場所から予稿・資料集 MS-Word 版をダウンロードすることができます。

<http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/lib/resume7.pdf>

* 印刷された予稿・資料集に若干の残部があります。必要な方は、明治大学社会科学研究所までお問い合わせください。

< 資料 >

第 2 回共同シンポジウム予稿・資料集目次

1 開催プログラム

2 予稿集

新保史生	米国における個人情報のネットワーク利用と保護方策の現状	p. 5
米丸恒治	E U個人情報保護ディレクティブとその影響	p.10
坂東俊矢	ネットワーク社会における個人情報と消費者保護 - 国際消費者 法学会での議論を踏まえて	p.13
鈴木正朝	わが国におけるコンピュータと個人情報保護の現状と課題 - JIS Q 15001 を中心に	p.17
小松 弘	法情報へのXMLの応用	p.23
門 昇	わが国における法情報学教育の現状と課題	p.30
立山紘毅	情報公開メディアとしてのインターネット - 公開・報道・開示請 求	p.32
指宿 信	流れ星に名前を付けられるか? - ネット文献の引用方法に ついて	p.37
夏井高人	SHIP-Project と法情報学の展望	p.46

3 資料集

町村泰貴	SHIP-Project 1999 年夏期研究合宿における討論結果要旨	p.48
岡村久道	法律論文における出典の表記方法について Web ドキュメントを著者の許諾を得て転載	p.54

- * 1999 年 11 月 27 日大阪大学吹田キャンパス「コンベンションセンター」で開催
- * 下記の場所から予稿・資料集 MS-Word 版をダウンロードすることができます。

http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/cyberlaw/doc/symp2d-h.pdf

- * 印刷された予稿・資料集に若干の残部があります。必要な方は、明治大学社会科学研究所までお問い合わせください。

このシンポジウムの開催費用，この予稿・資料集その他の関連資料等の印刷・出版費用は，明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」における研究の一部として，文部省及び学校法人明治大学から支援を受けています。

この予稿・資料集に収録されている予稿及び資料等の著作物の著作権は，各著作物において著作者として表示されている者に帰属し，日本国及び関連各国の著作権法によって保護されています。

名 称：SHIP プロジェクト・サイバー法研究会・法情報学研究会第3回共同シンポジウム予稿・資料集

発 行：2000年5月20日

編 集：夏井高人

執 筆：福島力洋，上野達弘，日高和明，渡邊 修，苗村憲司，竹山宏明，岡本 真，指宿 信，和田 悟，小松 弘，夏井高人

協 力：岡村久道，田中規久雄，新保史生，久野智子，岡田好弘，広瀬清隆

発行者：明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」，[サイバー法研究会](#)，[法情報学研究会](#)